

## 仕様書に対する質問及び回答

質問事項	回答
<p>仕様書P6（ウ養生の方法）の消防法で定める基準以上の防災性能を有するパネルとは、防災性能を証明する資料を提出する必要があるのでしょうか。</p>	<p>仕様書P6 「8(7)ウ 養生の方法」に記載の防災性能に関する部分について以下のとおりとします。</p> <p>(ア) 搬入口</p> <p>    a 床面</p> <p>        「消防法で定める基準以上の防災性能を有するパネルとする」を削除</p> <p>(イ) 各階搬入経路</p> <p>    a 床面</p> <p>        「消防法で定める基準以上の防災性能を有するパネルとする」を削除</p> <p>(ウ) 各階エレベーター及びエレベーター内</p> <p>    a 床面</p> <p>        「消防法で定める基準以上の防災性能を有するパネルとする」を削除</p> <p>よって、防災性能を確認できる資料の提出は求めないこととします。</p>